令和２年度（2020年度）第５回子どもの家保護者連絡協議会報告事項

令和３年（2021年）３月27日

１　指定管理者制度関連

（１）放課後かまくらっ子おさか・うえき指定管理者選定について

　　上記２施設について、令和４年度より、指定管理による運営を予定しています。来年度改めて指定管理者選定委員会を組織し、業者選定を行います。指定管理者の決定は、今年の10月頃となる見込みです。

（２）放課後かまくらっ子だいいち・おなり・しちりがはま・ふじづか・おおふな指定管理者選定について

　　上記５施設について、来年度をもって指定管理期間が満了となり、引き続き指定管理による運営を予定していますので、来年度改めて指定管理者選定委員会を組織し、業者選定を行います。指定管理者の決定は、今年の10月頃となる見込みです。

２　保護者連絡協議会関連

（１）保護者連絡協議会解散後の対応について

　　保護者連解散後、他の保護者会と協議を行いたい議案が生じた際は、直営施設は青少年課(現場支援員)まで、指定管理施設は各指定管理者までその旨のご連絡をお願いいたします。

ご連絡を受け取った後、青少年課と各指定管理者で情報共有を行い、青少年課・各指定管理が施設を通して各保護者会へ質問を送付させていただき、後日まとめたものを共有いたします。（保護者連が解散したことにより回答義務はなくなるかと思いますので、各子どもの家の対応は有志になると考えています。）

各子どもの家の参集が必要となる議案の際は、その旨青少年課・各指定管理者からご連絡をさせていただき、出席の有無をご確認させていただいた後、日程調整をさせていただきます。